

千葉市地域公共交通会議構成員

区 分	所属機関	
(1) 学識経験を有する者	(日本大学名誉教授 榛澤芳雄)	
(2)	連絡調整対象の一般乗合旅客自動車運送事業者	(コミュニティバス等を運行する事業者)
	一般乗合旅客自動車運送事業者の組織する団体	(社) 千葉県バス協会
(3)	連絡調整対象の一般乗用旅客自動車運送事業者	(乗合タクシー等を運行する事業者)
	一般乗用旅客自動車運送事業者の組織する団体	(社) 千葉県タクシー協会
(4)	一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体	千葉県私鉄労働組合連合会
(5)	住民又は利用者の代表	(地域のコミュニティバス運行協議会等)
(6)	国土交通省関東運輸局千葉運輸支局長又はその指名する者	国土交通省関東運輸局千葉運輸支局
(7)	道路管理者	千葉市 千葉国道事務所 千葉県 近隣市
(8)	千葉県警察	千葉県警察本部
(9)	千葉市都市局都市部長	千葉市
(10)	その他の交通会議の運営上必要と認められる者	

(敬称略)

千葉市地域公共交通会議設置要綱抜粋 (組織)

第3条 交通会議は、次に掲げる者により構成するものとする。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 連絡調整対象の一般乗合旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
- (3) 連絡調整対象の一般乗用旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
- (4) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (5) 住民又は利用者の代表
- (6) 国土交通省関東運輸局千葉運輸支局長又はその指名する者
- (7) 道路管理者
- (8) 千葉県警察
- (9) 千葉市都市局都市部長
- (10) その他の交通会議の運営上必要と認められる者